

副本



平成30年(ワ)第9681号
名誉棄損等請求事件
原告 吉井康雄
被告 学校法人大阪経済大学 外3名

平成31年1月17日

答 弁 書

大阪地方裁判所 第24民事部 合議1係 御中

〒533-0033 大阪市東淀川区東中島1丁目21番33号

俵ビル2階 俵 法律事務所 (送達場所)

電 話 06 (6323) 6700

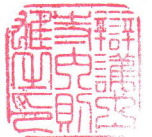
FAX 06 (6323) 5510

被告ら4名訴訟代理人

弁 護 士 俵 正 市

(主 任) 弁 護 士 寺 内 則 雄

弁 護 士 板 谷 直 樹



第1 請求の趣旨 [訂正後の準備書面(1)のもの] に対する答弁

- 1 原告の本件請求をいずれも棄却する。
- 2 訴訟費用は原告の負担とする。

との判決を求める。

第2 請求の原因に対する認否

1 「当時者」について

概ね認める。

2 「損害」及び「結語」について

争う。

3 「当時者間の紛争」, 「被告大学による原告に対する名誉棄損」の項については、事実・証拠の評価や法律主張が混在している（下線部は、代理人が記入。以下同じ）ところから請求原因事実として集約されている準備書面（1）に添付された資料（以下、本件資料という）による主張事実に対する認否は、求釈明に対する釈明を俟って明らかにする。なお、原告が名誉毀損されているのではないかという疑いを抱いたのが平成28年7月以降であるとの点は否認する。

第3 求釈明

1 本件は名誉毀損による損害賠償を求める事案であるところ、名誉毀損にいう名誉とは、人の品性、徳行、名声、信用等の人格的価値について社会から受ける客観的評価のことをいい（社会的評価。最大判昭和61年6月11日民集40巻4号872頁、最三小判平成9年5月27日民集51巻5号2024頁）、名誉感情はこれに含まれない（最二小判昭和45年12月18日民集24巻13号2151頁）。そして、損害賠償請求の要件事実として、原告は、①被告らが原告の社会的評価を低下させる事実を流布したこと、②①により原告の社会的評価が低下したこと、③被告らの故意又は過失、④損害の発生及び額、⑤③と④との因果関係、を主張する必要があるので、被告らは、原告に対し、本件資料による主張事実について、各被告ら毎に、上記要件事実にして、特に上記①②に関し、本件資料のNO30～NO35の事実（NO1～NO29の事実は、仮に損害賠償請求権を基礎づける事実であるとしても、後記のとおり消滅時効により同請求権は消滅している）について、一定範囲で特定されているものの、更に名誉、流布、社会的評価の低下の各具体的内容を特定・整理されたい（求釈明1）。また、本件資料のNO31～32に関して、甲27、甲28が別件訴訟2の訴状とともに原告に送達されているので、その送達日（求釈明2）及び随所にみられる「グループ」の表記について、本件訴訟と

関連付けてその法的意味を明確にされたい（求釈明3）。

- 2 (1) ところで、不法行為による損害賠償の請求権は、被害者が損害及び加害者を知った時から3年間行使しないときは、時効によって消滅する（民法724条前段）。この短期消滅時効の趣旨は、損害賠償の請求を受けるかどうか、如何なる範囲まで賠償義務を負うか等が不明である結果、極めて不安定な立場に置かれる加害者の法的地位を安定させ、加害者を保護することにある（最判昭和49年12月17日民集28巻10号2059頁，最判平成14年1月29日民集56巻1号218頁）。そして、この「損害及び加害者を知った時」は大きくは「被害者において、加害者に対する賠償請求が事実上可能な状況な下に、その可能な程度にこれらを知ったときを意味する」（最判昭和48年11月16日民集27巻10号1374頁，前記最判平成14年1月29日，最判平成16年12月24日判時1887号52頁）。また「損害」を知った時は、損害の発生を現実に認識することを要し（前記最判平成14年1月19日），この認識の対象となる「損害」は、損害の発生的事实を知れば足り、程度又は数額まで知ることや損害の全範囲・損害額の全部を知ることは要せず、その損害と牽連一体を為す損害であつて、当時において、その発生を予想し得べきことが社会通念上妥当であるものについては、被害者が認識したものとしてよいとされている（最判昭和42年7月18日民集21巻6号1559頁）。
- (2) しかして、本件資料のNO1～NO29にかかる事實は、平成15年（2003年）から平成25年（2013年）までに生起したもので、いずれも原告が直接関係する事象であり、同人は生起当時「損害の発生」を知り、又加害者に対する損害賠償請求が事実上可能な状況の下で、その可能な程度に知っていたことは明らかであり、同事実による不法行為による損害賠償請求権は民法724条前段により、時効により消滅している。

以上